

協栄産業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年10月1日 ～ 令和4年9月30日 までの 3年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業についての制度周知を実施する。
対象社員が連続5日以上の子育て休業を取得できるよう支援する。

<対策>

- 令和 1年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布による社員への周知
- 令和 1年10月～ 対象社員を把握し、管理職より育休取得の勧奨を行う
- 令和 1年10月～ 対象社員の業務を確認し、育休取得できるよう管理職が他の社員の理解促進や業務分担などの支援を行う

目標2：令和2年4月以降、全従業員の所定外労働時間を、
月間42時間以下とする。
令和2年4月以降、正社員の年間の月平均・所定外労働時間を
35時間以下とする。(毎年4月1日～3月31日の期間で算定)

<対策>

- 令和 1年10月～ 所定外労働の現状の把握を行う
- 令和 1年10月～ 個人ごとの所定外労働時間の見える化を実施する
- 令和 1年10月～ 若手社員を育成し、管理職の業務を分担できる体制を整備する
- 令和 2年 1月～ 業務分担の見直しを実施する

目標3：全従業員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

<対策>

- 令和 1年10月～ 年次有給休暇の取得状況を、毎月給与計算時に確認する
- 令和 1年10月～ 取得日数の少ない社員に対し、個別で声かけをする
取得しにくい事情がある場合は、内容を把握し対策を検討する
- 令和 2年 4月～ 全従業員の年次有給休暇の付与日を4月1日に統一し、
効率的な管理および取得促進ができるよう制度を改善する